

「築川流域懇談会」規約

（名 称）

第1条 本会は、「築川流域懇談会」(以下「懇談会」という。)と称する。

（目 的）

第2条 懇談会は、県が策定する「盛岡東圏域河川整備計画」(以下「整備計画」という。)のうち築川について、検討、提言を行うことを目的とする。

（組 織）

第3条 懇談会は、別表 - 1の委員で構成するものとし、委員は盛岡地方振興局長が委嘱するものとする。

（任 期）

第4条 懇談会の委員の任期については、第2条に掲げる目的の達成をもって終えるものとする。

（会 長）

第5条 懇談会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出するものとする。
- 3 会長は、会務を総務し、懇談会の議長となる。
- 4 会長に事故ある時は、会長の指名するものが、その任務を代行する。

（会 議）

第6条 懇談会は、盛岡地方振興局土木部長が招集する。

- 2 会長が必要と認める場合は、委員以外の出席を求めることができる。
- 3 懇談会は、原則として公開とし、傍聴者は会長の了解のもとに発言できる。

（事務局）

第7条 懇談会の運営に関する事務を行うため、事務局を盛岡地方振興局土木部築川ダム建設事務所に置く。

（その他）

第8条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、懇談会に諮って定める。

付 則

この規約は、平成16年10月21日から施行する。